

吹田市営住宅条例及び吹田市営住宅条例施行規則の一部改正の骨子案

1 趣旨

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした住宅です。

現在、市営住宅の管理運営は市が直接行っていますが、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、効果的、効率的な施設の維持管理や安心して過ごせる住環境の提供を実現するため、指定管理者制度を導入します。

また、共益費の徴収に関する規定の整備を行います。

2 主な改正内容

(1) 指定管理者制度の導入【条例及び規則】

ア 指定管理者を指定し、市営住宅の管理運営業務を行わせることとします。

イ 指定管理者の指定期間は5年とします。

ウ 指定管理者候補者の選定にあたり、市長の附属機関として指定管理者候補者選定委員会を設置します。

(2) 共益費の徴収等【条例及び規則】

条例及び規則における共益費（共用部分の光熱水費、清掃等の維持管理及び運営に要する費用）の徴収に関する規定を整備します。

(3) 納付期限の変更【規則】

家賃等の納付期限を毎月5日から毎月末に変更します。

3 施行予定日

令和4年（2022年）4月1日から施行します。ただし、指定管理者の選定手続については、令和3年（2021年）4月1日から施行します。